三七
全傳

南柯夢

貳編

壹

へ速13
1280
8

特 門へ13
帙 1280
巻 8

村田

開元七年、道士呂翁者、得神仙術、行邯鄲、道中息邸舍、隱囊而坐、俄見少年盧生、衣短褐、衆青駒、亦止邸中、與翁言笑、盧生顧其衣裝敝、乃歎曰、大丈夫生世、不諧困如是也、翁曰、子談諧方適、而歎其困何也、生曰、吾常志于學、自惟青紫可拾、今已過壯、猶勤畎畝、非困而何、言訖而目昏思寐、時主人方蒸黍、翁乃探囊中枕、以授之曰、子枕吾枕、當令子榮適如志、其枕青磁、而竅

同州一本作同列

其兩端生俛首就之見其竅漸大明乃舉身而入遂至其家數月娶清河崔氏女女容甚麗生質愈厚明年舉進士登第釋褐轉渭南尉俄遷監察御史轉起居舍人知制誥三載出典同州遷陝牧移節汴州領河南道採訪使徵為京兆尹是歲神武皇帝方事戎狄除御史中丞河西道節度大破戎虜歸朝冊勲恩禮極盛轉吏部侍郎遷戶部尚書兼御史大夫為時宰所忌以飛語中之貶嶺州刺史三年徵為常侍未幾同

臧恐臧字僞

中書門下平章事同列復誣與邊將交結圖不軌下制獄中官為保之臧死投驩州數年帝知寃復進為中書令封燕國公生五子有孫十餘人後以年逾八十病薨盧生久伸而寤見其身方偃於邸舍呂翁坐其傍主人蒸黍未熟生蹶然而興曰豈其夢寐也耶翁謂生曰人世之適亦如是矣生憮然良久謝曰夫寵辱之道窮達之運得喪之理死生之情盡知之矣此先生所以窒吾欲也敢不受教稽首再拜而去右沈既濟枕中記

蕉窗月を引て景壁を射る中に秋蛩
膝に鳴て吾夜のうすきを惜るく林に寒
き虫どもは塵を拂ひて架に書を積ども被くと
稀なるこの時也客乃紫川を敲くなく酒の爐
邊に煖る孔し睡られとする小いと寒き机に
隱て坐し天を仰ぎ嘘吹いまゞその綢を袭
るゞ故に形枯木乃如くなる吹心灰に似ごと
いとゞ聊吾生を樂むに足ざる俄見浮雲月に

顔して孤燈の明なるを拭ひ檐馬稀に拂ひ
夜のいと深うなるを待是馬猿を靜虛に
繫て聲色の欲なしゆいとゞいとゞ智を忘て
て能ハず鵬鯤を逍遥に伴ひて小大乃利を辛
ずゆいとゞいまゞ名を捨ること能ハず硯に向し
筆を弄し意を費し識を醸ハ羅世三世
乃清紫女墮獄乃悔豈身後の談るくんや生涯
風流文墨乃奴とする因果歴々たり書を
繙るを終日不言ハ是清に似たるあるべ

鬼話を演輪回を説是墮獄の悔あるべし
父母吾を生むこゝ豈如此して身を滅さ
ん可きんや勢已しを得ざるの書賈
木蘭堂常南柯夢の続編を版せんと請ふ
彼篇ハ既に全く虚を結て絶く一物を送る
を續とも労して功なし夫流竭て飲をもとむる
ことなき新に井を穿よ井ハ月没て明を求るの
更に燭を点るよりハ不如ことを推辞て聽
願ハ彼木蘭書賈ハ曩に南柯の下に坐して偶

鬼を獲ることなく宜く株を守るとこゝなの
守るの凝るよりハ株を作るの株を作るハ
遂に編を嗣業を脱して其の欲に充て題して
南柯後記と云ふ亦是再寝の夢物語を鄭の
新者が虚に擬して若邯鄲の客人夢を閲
夢殿の先生もこれを取らゞ書賈ハ必免を捨
ゝいちゝ虚を獲つゞ也し

文化辛未立秋の日　　曲亭主人識

古夢南柯後記總目録

前帙四冊

南柯の接木
千日も夢後
詐偽の送葬
冬田の晩稻
遠山の夕霞
雨後の月魄
木末の点滴

池の中嶋上
池ろ中嶋下
浮名の孀夫

後帙四冊

秋雨の笠松
覊旅の新関
碁の夏花上
碁の夏花下
天神川の淙

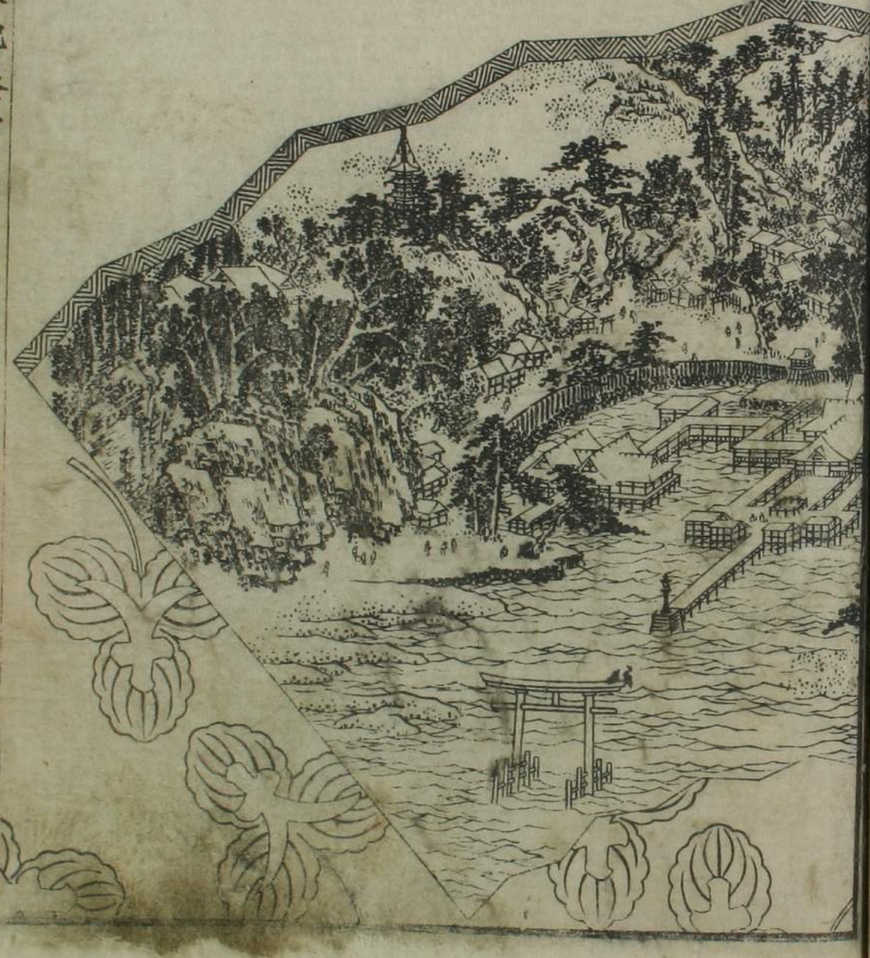

過去の菴主
槐樹の手斧
夜川の野航
合歡の花捕
紫搏の雨笠
統計八巻此間又輩秋雨笠松為上下
題目二十一
今輩帙為上下各四巻
全部目次果

周防山口大内家城下圖

新婆玖懈安物

一念精識半楚雲青天
白日更誰論無端草木
枝残湿宇々鶯歌
緑野村

あつ倉隼人

全火

久旱逢甘雨他鄉遇故知洞房花燭夜金榜挂名時

宋人四喜句

刀や同樹

お花

刀やま七

夕きちの
ふり
森よ雲
ちれさ
松の下蔭
降り
ふり

信清軒

ちろ五郎

笠松平治

ちろ山

年紀

永正元年　続井順昭米谷山の老楠樹を伐しむ丹波都枉死せらの時羊七十歳なり

八歳〜　永正二年　赤根羊六が妻輪篠病死せ時小羊七が年十一かさんが羊九ッ倆丸

婚姻の礼を擬せ是年の冬おさん故ありて笠松平三小養ひれその後義伎とのそ名を三

勝と改む　永正三年　園花七歳その父典膳婚縁を羊六と誂せ　永正十二年　羊七廿二歳園花

十六歳春婚姻の礼あり夏より至て続井吉稚近臣赤根羊七今市全八布袍蝶九郎等

を招て酒より洛小拉ぶ時小吉稚廿一歳園花が兄曽太郎と同庚〜らの秋笠松平三脚平

足平を殺して奈良へ走るま七三勝白河山小再會ちく〜共より亡命せらの時三勝十九歳〜

永正十三年　三勝二十歳近江の夏賀の荘小女児お通を産む　永正十七年　羊七廿六歳

薬店小信濃の沓掛より病む時より三勝廿四歳女児お通五歳　同十八年享禄と改元前〜より

享禄元年　今茲十二月上旬厚倉三郎太夫暗小金を羊七小与へあり〜翌月七日の夜羊六

駁浪小あめ〜子小代より狼花の千日墓小自殺〜蛾松典膳致仕入道〜時小羊廿七歳

三勝廿五歳曽太郎廿六歳園花廿二才お通六歳なり　以上前篇

享禄三年　三勝廿七歳男子あり大和小産むらの時父のま七羊之進と改名〜その子

を羊七と名つ〜　享禄四年　園花廿五歳ちでめて男子を出産〜られを平作と名つく

天文元年　三勝亦男子を産む陶五郎隆春ちれと　天文七年　十一月七日典膳入道病

く家小死〜今茲の冬曽太郎亦その妻厚倉氏を喪ふられ二郎太夫が女児〜　天文

八年　蛾松曽太郎が女児初花八歳なり玉枕御前の侍童小手りつ〜の初花が妹夏山

時より七歳叔母園花より養ひる　天文十四年　続井順勝の息女槌姫十四歳上洛

〜〜入道黄門一忍軒の養女とのる羊之進が長女お通らの羊廿三歳穂姫小後〜洛

〜却く　天文十六年　槌姫十六歳今茲大内家と婚縁整〜周防山口却く厚倉

二郎大夫父子お通隆春仙醍炊栗小られ小後〜　天文十七年　赤根隆春陶晴賢

の養子とのりて陶五郎と称〜是羊笠松平三外孫平作を養〜家を嗣せ曽太郎が

三女夏山を平作が妻ら〜十月六日小至り〜平三病死〜同月十日厚倉二郎太夫周防

の山口小病死〜その子隼人友善出奔ら〜往りをちらぜ　天文十八年　笠松平作が妻十七

歳今茲男子を出産〜られを平太郎と名つ〜　天文十九年　赤根蛾松の両家志を同く

たゞ才六歳浪ホゴ北三回の法筵を開んヲホゴ年の冬親族ひとつく浪花の法善寺
へ生詣ん時ヨ羊之進五十歳曽太郎四十九歳三勝四十八歳園花四十四歳お通九歳後
の羊七廿歳笠松平作二十歳陶五郎十九歳曽太郎が長女初花十九歳平次が妻
夏山十八歳平作が一子平太郎二歳とゝの限い後記の菱端く餘ハ詳ホ篇の中ホ見えたり

南柯後記列傳姓氏畧目

続井順勝	雄蔓	玉枕御前	槐姫
赤根羊之進	羊七	刀治羊七	笠松平作
厚倉車人友善	賣敗鐵者金次	刀治同樹	炊栗耶太郎
仙野呂東二	私卒丹三	三勝	園花
阿通	阿花	夏山	晩稲
員外姓氏	持明院道一忍軒	大内義隆	大内義基
陶權頭晴賢			

三七全傳第二編

古夢南柯後記巻之一

東都　曲亭馬琴編次

前帙第一

南柯の接木

往時享禄元年。前編小永禄と盍備書の悔る当享禄小作べ冬十二月ハじめの七日。羊七が父赤根羊六。
三勝が母敷浪ホるを。あの〳〵ゴホ蓋ゴる代ゴて。千日墓の霜と消ーとり俛仰
の間二十三年を経たり。されば大和の続井家ヨ。順一昭既ホ世を逝あひて嫡男
吉雄丸。父祖の箕裘を兼嗣ク。伊賀次順勝順勝或順正と仰ク。と稱セ順勝ホ息女
あり。槐姫と呼れ。正ホ是錦の上ホ花を折添。金の中ホ玉を球る人の容
止ゴるのゴふあらで。オ智く。心操風流ゴ。ハ華洛の由縁ホ就て持明院前中納
言の入道一忍軒ホ養れ。年オ二八の春の比。防長豊筑四个國の守護
従二位兵部卿。兼太宰大貳大内義隆の嫡男。三位中將義基の北の臺ホ

たまりあひて大内家の居城なる周防国山口の郷鶴の嶺なる花の御所へ入輿
ありひしより既に四年の春秋を往く。今茲いくや十九才なりけるとれ
かうして。続井の執権厚倉二郎大夫友春い槐姫小傅きて周防国へ勅使が
近づくるに人の数ふつまにたりれば西国まても大和まてもこれを惜ぬものな
し。ちかく小厚倉が子小隼人友善とゆうの父とともに大内家小仕る祝ふのやま
てるゆめまて忽地山口を逐電し。三年以来往方なれど。その子い又小似ずけと
とて彼を識るもの亦なほ多し。さて亦亦根羽七が女児お通い稚少なれども槐
姫の陪童小まり仕る小自然とまとめに弥をよみるらひて秀歌をさく安
おちねば小式部の内侍の童だちなりしも。めくやありけんとそ奇しんるものかぞ人そ
いひける。やてお通い槐姫小冊にて。暫茶洛小ありしとも。持明院殿小学び奉
て。秋道の奥義を究つ。牛陶五郎ものとも小。姫君小倶しまわらせ周防
国へ勅使。大内家小庇後せられより先三勝い兄と男児二人を生ま園花が腹
ゆも男児一人を産たり。さ除ものとまて七い羊と進と改名し。三勝が腹なりし長男を
七と名告らする小今茲いくや廿一歳小なりぬ。次男を笠松平と名付て平作
と呼びたるが。後の事七歳年長一ツのおとうとにて二十なり。第三男い槐姫小冊にて。
西国へ勅使しが。ものとも。大内家第一の執権陶権頭晴賢が養子とな
りて陶五郎隆春と名告るもの。十九歳小ぞなりぬ。これが通と後のまとと。
陶五郎が母い三勝小て。笠松平作が母い園花なり。彼おとと異母兄弟なれども心
ざまの怜悧とは。苦らぞ勝らぞ。これやこの忠臣孝子の譬なりとて。衆人小愛ら
まれぬ。ぞたれ祥のこうち続くものから。盛れば虧る浮世ぞて。園花が又蛾松
典膳入道夢幻斎いぬる天文七年十一月七日小。頭ま病く往生の素懐を
遂笠松平三いあるべき十七年の十月六日小老病身小逼まるのから苦悩をぞ

えび睡るが如く身まかりけるさればこそ二位の局の嘉ぶ典侍が養女とうりて平之進が正妻たり。又園花の平三を又とりて。赤根が側室ふりかけんど莫逆異父の妹なれば。送ふ姫ぐ姫とぞ。娥皇女英の賢ありしも。女人の妻のめれ。貞女の本まも引るべしゆゑ平三世ふ在しとて。外孫のお通を養ひとりて。これが乃ふ女婿を擇ぶ家を嗣せんとて。初ふ才を慕ひ色ふ愛媒妁りく婚縁をひとるりのゆゆあらねど。お通ハ才学せる勝れて。見識男子ふ勝れたり。他人と苦樂を共ふせんゆをねがはど。給事して身を終らんとて。きく西園寺殿きゝ。平三忽ち是を失ひ平之進が二男平作ハ園花が腹ふ出たれば。ひろ家を嗣ちゝ使ありとて。これをまく進ふそうけ。主君ふ対えあげて免許を乞母の園花ふうとも。彼平作を迎ふとて。ひろ家の家督と定めふ蛾松曽太郎が次の女児夏山ハ。茎花が産まれ嬰ちく。平作とて

従母昆弟なり。年の紀も似つかれた夫婦なるべしとて。嬰ちく曽太郎ふ相謨て。平作ハ十八歳夏山が十六歳とりの年の春終ふ婚姻を整へらでめて安堵のふひをとるりが。是年の冬平三ハ身まかりぬ。おくて平作夏山ハ慈母園花ふ孝心厚く。妹夫の契ちも浅からで。男児をきく挙へらんを平太郎と名づけつ。ひと健ちふ生たし。立ちハ祖ちよりふけるべ。赤根蛾松ふ欲び。ひがさらく芸を花ぶ乃ふ初孫なれば。是学中の殊挺の花と慈愛ふ塵之ちえび。雛育りさる祖ふ蛾松曽太郎ハ。父の典膳入道が世ふ逝て後ハ。親も憑ふひて。厚今君二郎大夫ハ周防の山口へ赴れく。彼処ふて身まかりぬ。その子聿人友善ハ逐電して。往方ふれぬと。空ふて才学をりてせば。同僚赤根ふ進りちとふ。ひとりなる惜ふて。ひとり一己の小私ふ乃ひとりの直れりのハ。祖ふ乃ふ人の舊規を温政事

附属ひく。続井の家繁昌し。室町将軍のあんちぼえ他に異なれば頻勝の息女槐姫に西四个國の大諸侯大内家と婚儀整ひ更に続井の武威を倍せり。皆是赤根蛭松両執権の善政のるんところなるべし。されども花落て葉を生ず。身のほどゝ思ふ憂あり。件の城主曽太郎に二十年ぞ。さる妻厚倉二郎大夫が女児を娶て。ふたり。剣妻に世を早くして忘れ形見の姫ぎみの女児を初花夏山と名付けしが。長女初花に幼稚なる。後の半七と結髪いたれども母の家ゆえ。女子を育あぶ。彼が乳ふるまでいとゝ。とゝ。ふ八の秋なる。主君の内室玉枕御前の。女童小やまらせーぶ。腰りとちあく召使ひ。ふまひ。逢刺。糸竹の技おちもあるべいと艶女ふ生ならて。十九才ふるとけふぞ。今茲い月の暇をあらりて。半七ふ妻ぜんとて。

父の曽太郎に。豫てよりその准備あるべきあらば。玉枕御前の殊さらふ。不便のあるふたゆへ。ひとしおづふ。ようあるて。ひとりもるゝ。次の女児夏山をば幼稚なる。園花に養ゝて。これをば笠松平作ふ妻せたれば。姉なるおりこいちゝ。初孫をさゝんせそびて。ゆてぞ。嬢雲若左郎に家嗣んべ。男子なれども。やはり。あれば。後妻を娶らど。侄のまゝ平作市ゝ。駅ふもをさゝ。劣らざふ。忠孝の壮佼なれば。女婿ゆゝ。不足なし。ひとり。長ゝ。ま共暇りてらんまふ。外孫のうちひとりかまれ。養ひく家を嗣するも。いまだ遅きにめらじとて。親族ふ。ゆふ物れて。後妻を薦ゝどもうけ。ふど。今ある所。平ふ足らぬ身の年ふ。鰥夫ゝぞ。ありける。さてこの後。前編南柯夢第六巻のをり。享禄元年十二月七日の夜。赤根半六敷浪ふが。千日墓ゆゝ。枉死せ以後。九二十三ヶ年のゆゝを。あい摘ゝ記せるのあり。り

南柯夢をえざる人、或いえて忘たるもあらばかつ前編を熟覧し。更ふ子孫をうくえざれば耳を塞て物くらふ如く、既といえども言もそ笑えがえ分もあるへど。

千日の夢後

時よ天文十九年庚戌秋九月の下浣ふ。今茲十二月ちゐめの七日ふ赤根半六と変浪が二十三回忌をもくたるふ蛾松典膳夢幼弥が十三回忌笠太平三と厚倉友春が三回忌ふさく相當せりとの諸昊位ハ赤根蛾松両家のみふ。親あり。男あり。恩人あり。就中半之進と三勝ハ其の昔恵ふ死後迄親と親とゞ倹ふ命を賜ふ代ア。あらん後の伝までも夫れふ名くる妹と夫のめいらぬ繋を結びをえて。乳の栄を手向ふせよ。ありとも送ゆひ。言の葉高ん又母の恩。やうゝみの山を赤十づゝ積ハ思るとも。られふ比丘びるほ低ゝせめて。浪花へ起れて。法善寺の千日墓ふ。追善の莚をひらん。衆僧の読経ふ弥陀佛の引接をねがハんとそ半之進ハ歳より。三拐園花曽太郎ふとの少を相談ゝが。追善の法莚ハ稱月よりちゐとハ。年極ハ殊さらよ公務も繁く。且春の常よ暇ゆ。加稱親族齊一彼処へ起んふ。ま七平作市を殿の近習たゞ君邊ふ事る身のうゝ小雲時の猿ゆもめん時を嫌ゆ。身の暇をまゝ。あらんハ便ゆ。所ゆく。毋りふ十月のちゐめの六日ハ笠松阿翁の三回忌ゆんゞ一切の追薦供養をとの日よりとて。執行んとそうめれと曽太郎ゆいのよゝ。ゆて主君伊賀殿よ事の趣をゆ。ゆえゆ。行装をゆせり。時ふ十月二日をゆ。首途の日と定めゝゞ園花ゆその子笠松平作と彩物の夏山孫の平太郎ふを伴ひ蛾松曽太郎ハ王枕御前ふ給事する長女初花をさゝ。たゞの暇をゆ。ゝゝ。これを携ゆ。翌日の薄暮ゝゝ。是彼斧一半之進が宅ふ聚ひ来て。翌りゝ出ふ啓行せんとゝ。甲夜ゝとよりゝ主夫婦

半七ぬし曽太郎園花が齎たる備提子酒を酌そえて。たぶ〳〵も席を立あへぬ
小奴隷ハ駄荷を造るとて。ひと置〳〵言ひ上をわへとろ〳〵折ちらひもの
うけど周防ゝ子お通と陶五郎の未まをもつて。私率が鞍知かれば。愛皆らハ
いゝ小。とうち殺るくまをに飲びつ。ぶづ〳〵ほび入まて財面ど。四年の再会めづ
らゝあれば。親子同胞恙あれを。迭よ祝〳〵祝されて。さそまを進ニ勝ぬそお通
と陶五郎小対ひて。今年ハ家廟の年回あれば法華を法善寺小宥んあよ。翌ハ浪花
へ赴くよを。説ちど。汝達ハ又いろある所あり。猛小故郷へ帰来つる。槌姫ハ
恙あ〳〵や在まんいとひりとあり。とて眉根をうちよをう向ひよあ通ハ苦母ふうち
笑ゝ。さあぞ〳〵百理あれど。吾倆同胞ぶ来しあ。一切ありたすドあハ行らぶ。猛小
毒洛と大和へのあん使をうけありそのぼりたるまぞ小行りその故ハ年来合戦
ぬ時ありれば。諸国の土民疲ぬたり。さんば應仁の擾乱ゝ。毒洛も舊の毒

洛小あらどいとう荒果て。鄙の住居小似ゝうとあん。それ小遠立まゝ。周防
山口の熱雨ハ。街衢を九條小ひらめゝ。平安京よ擬たをさんば西山東山仰ハ
いゝ高倉や。姉小路と京訓の里の由縁の花の兄梅の宮より嵯峨太秦千
本通りを北野の松。現ま十ぬりの花の御所ハ。比枝も及ばぬ鶴の嶺。金閣
銀閣建つらね。長生殿ハ春秋の富小絡も遠ぶ。不老門ハ日月遥ぶ鶏鉾
町鳥光槌りて黄金を塀竹の水の紋ある六角通りその水鳥の鴨河よ。未あつ
ぬりて大和橋。祇園の社清水の音羽の瀧小地主桜。色番吉内の巷の木林糸
より柳の馬場。二条三條大橋のあるる般花を行りの。祝〳〵くや口吟
けん。大内ハ内めぐりて丈夫今ぶれば。裏の字略せ。大内裏ハ例の人の癖
るべ〳〵。さんば諸国の商貫ホ。裏合うもも聚ひ来て。建つぐけるる廊ハ二里ガ
程よ棚を張る。衣の桃小奥の桃。奇品唐物。琴棋書画交易賣買さぐの。

大内とハ云ふの狂歌所所殿物語小ふえたり

朝市夜店絶間なく民の竈の賑ひを語り後世伝へ落ていとかのぎりなし。
華洛の人も縁を求めて。はるばるの蔭を頼んだかふ。こゝ山に引移さば西く
と云る町の。客店貴家貸坐舗ハ。あめく膝を容めあたり。明れば姫の親父
ハ。くをつまんに入道黄門一忍軒も。華洛ハ在さるゆひもなくいと侘しくぞあり
さらめ。汝弟陶五郎ハ。こゝも。ハん迎ハまゐるべく。その序ハ大和へも立よりて。館の
安否を問まゐらせ。縁由をもまうせとて。姫の仰ゆうけぬり。遠江爵旅も隔
るに道づれハ弟ありて。起くさたハ故郷なれ忘れとなくいそぐれて。一昨華洛に着き
一忍軒のあるじ。姫の消息をまゐらせらるゝ。欽びあへり大うさるゝ。行装
何れのこゝハいそぐとすれど日子経るに。その間ハ汝まゐて大和へ帰れねと宜い
するハとるゝのも取あへず。直さに来れば案内もまうさずゆくまゐるとあ
さふと一五一十を物がたゝば。衆皆ほゝて内わく欽び父祖のおハ菩提を弔ひ追
善の法筵を開ハ。親族の中一入さとるも。缺うるハ本意なくさを今
招ぐも。水陸遥に隔たるハ通陶五郎さに来つるハ。諸矣位もさぞ満足ハかゞ
すらめ。亦是君の賜ふる我公田ハ雨ふて我私にあらぬをとゝあるゆをそ
べらん願ハハ稀なる幸ふるとそ。ひとゝ他ひるく歎待ハ通ハ栄あるらしつ六
の歳ふを廿八のりふるとも忘ぬ忘ぬ公さを彼女さの手田ハ豫て儚ふる
りのゆち。百里ハある西の稍盡処へをれば雁の翅を備ぞ。頓て音耗も
いとゝ。大和ハあらぬうちも揃ふて。墓参をすゞるとうひ行しいきのハ
けのうちぬど年極の忌日をこの月ハ。ひとへゆうんとうたちぬ来つるもあの
ぶ幸ハ行るゝれとハをけゆけて。年く進ハ通をうんうつく嘆息ぞ
子どもらハ妻ハれども祖父祖母をえもちらぬん身ハ六才の冬なりければ。
その面影を夢ごろもゆ。諦てやめる忘さやたるとハ父よりも向るく女児の。

涙小いらくめなたり。陶氏すらさを推量るに務い園花と。ちらぬ面をめらしは。
ろくれい狐の涙に。曽太郎の眞うちうに。言後ませ。陶五郎をつぐくとうさく
小勝をすめ四年ゝ狐ろふ隆春いよりれ男小ありあひたるゆ。ん身幼ゆよを。
眼さ。の九ゆらざる。未憑ゝくゝえゝゝうば養とりてゝぶゆもゆさびゆとらへゆのうら。
いまぶ逆ゆらにと由斷ゝて。陶氏小先ちらまゝい。曽太郎ぶ不幸ゆて。郷ゆん身が
幸ゝ。彼権頭晴賢めゝい大内第一の執柄ゆて。周防富田の城主たるふゝぶ呼
帯を仕まゝ九牛が一毛ゆでもゆ。足ちぶ。貪福い天のゆゝ不化家を続といひ
るぐら。季ゆゆゝく狐同抱ゆ。立捞ゆちゆぐさんたゝと称贈すれば陶五郎へ。
扇を勝ゝとゝゆ。ゝい小父公の言称ゝも笑ゆぶ笑を結びゝ父ゝとゆ。
りの戸族と徳行をゝゝ擇めゆゝぐる禄ゆ妻ゆを論ぶゝゝ。君命黙止ゆゝて。
陶氏小狐ゝと是全く隆春が運の究めとゝらひへ言可惜ゝた申條ゆへ

ひゝども大内妻ゝ良の皇祖ゆ百侍阿王東明八代の後裔。藤璋王第三の王
子琳瑾といひゝ人唐の乱を避ゝ。周防四佐波郡。鞠生の浦の妻ゝ良濱ゝ
来ゝ留る。実ゆゝ大日本。推古天皇の十九年のゆゝとゝ。ゆえゝ新撰姓
氏録小載ゝところを考ゝ小。妻ゝ良公い。御間名の國王。小利父年王より生た
ゝ。欽明天皇の代。天朝小投化ゝゝ。金の妻ゝ利と金の年居を献る天
皇特小誉さゆひて。妻ゝ良公の姓をのゝゝゝえたまゝれば是代る呼
両説ゆゝ。いづれゝ是ゆゝを考ゝ。或いゝ。琳聖王子七代の後長門守正恒
が時朝廷ちめて。彼先祖の未ゝとゝまる地の名小ゝりて。妻ゝ良朝臣の姓
をゆゝ。是ゝゝ家号を大内と称ゝたり。ゆゝと四十代の後裔。左京権大夫義
弘朝臣周防國山口小居城ゝゝ。長門石見豊前ホの國を計ゝゝ。明
徳の乱小軍功ゆゝ。故小足利殿。勸賞とゝゝ。和泉紀伊の二ヶ國を加

増す。義弘より賜ひしなり。泉州堺に居城せり。されども義弘只管武功を誇まず。足利殿を蔑如し。終に鋒を奔ふ及びず。散らに戦ひ負憑永六年十二月廿二日。和泉路まで討死しぬ。ひとり足利殿その先功を捨ぬ。義興の時よりまで。又武功あるが余に。後二位に叙しぬ。就中當主義隆卿に武略父祖ゆもいやまさる。西数ケ国を伐ちさめ。剰内裏造営の料物を献ず。三位の侍従兼太宰大貳に補せられ。頗に進ず。後二位の兵部卿に成ぬ。余に養父陶晴賢に主君大内殿と同祖なり。往古百濟の琳聖王子投化し。秀良濱に着船のとき。相従ひ来たる二人の臣下あり。これ陶山口の先祖なり。主家にて代々九代。家も又九餘代氏といひ。禄といひ。肩を張るものなれども驕るとれい久しからず。明白なるひがごと。隆春歎れ妻ひて傳ひく晴賢

の養父なり。陶隆房入道道喜者に。陶五郎隆豊といひしなり。父の道喜に周防若山の城に隠居し。一日隆豊周防に出ぬ。父の安否を伺ひ序に主君義隆の賞罰非法なるを演ず。のち多に出ぬ。父の道喜つゝしみて申すこのうめいまゝ年二十ゆも足ぬ。主君を蔑ひ。主君の所為必ず謀叛ぶべしとのこと。密に家臣に告げ。情あるも隆豊を刺殺したりとなん。ものを傳聞くりの或に堂を拍て撃る嘆し。縦見透思ひ。ともものを叙せるものがたれ。況て養ども思ひ定めるる一子を主君のみに叙したる。道喜に稀なる忠臣とぞ。顔に養るもあり。或に胃をうらの頗めに父子の道に天性あり。ちゝに和に一言の下に是非を決して。忽ちその子を叙せ。道喜がかさねる虎狼よりも猛し。彼その子をぞも愛ぜんと。

でゝ主君を愛せゞ。たゞ名を好むのみ。忠臣あらゞとそ爪弾さるゝものもあ
るとかゝて陶道喜赤い一子をもうしあひつ朋輩のゝものを養て家絶せさりけ
るゝその身いく程もあらて身さりしとあんめの養子て陶氏の家督とありたる
ものゝつゝ養父晴賢をれゝかれば五郎と稱さるゝ。家のくい不祥の名な
る小。養父晴賢某を亦陶五郎と呼しゝ。べゞ。これ之ゝ快らゞ。つゝく陶の一
族の驕をる形勢をうんゆゝ黨を樹てゝ私の恩を施し比周あそ民の心を得ゝ。
されば大内の諸老臣杉隼人佐石田右監物鷲津校原宮三吉市ゝ至るまで。媚
を求めゝ家人よりも。権威をそゝ大内殿小中人もいつゝ苏るべさ。されど尊倉
友春世を逝て安危を論をるものもの。主君と中ゝ養父といひ冨貴職禄
その身小あるれどの程天命をあそれあいゞ。社るるのい必老ゝ隆春をとりて
られをゝい危ゝと累卵のゝ。某らゞあゝ。このゝをゝ小ゝ彼養子とある